【論点】

自文化中心主義から守るために、文化相対主義の見地を取り入れたUNCRCを様々な国に適用する意義とはなにか。

【論点までの流れ】

１

* 国連児童の権利に関する条約（子どもの権利条約／UNCRC）

現在、締約国・地域の数は194。未締約国はアメリカ、ソマリア、南スーダンの3カ国。締結国には、条約の実行と進捗状況報告の義務があり、法的拘束力をもつ初めての国際規約である。[[1]](#footnote-1)

本文中に出てくるイギリスは1991年12月16日に批准、ルーマニアは1990年9月28日に批准している。※日本は、1994年4月22日に批准している。[[2]](#footnote-2)

* 自文化中心主義と文化相対主義
  + 教科書p.96 l.17

In looking at the experience of ‘childhood’ and the development of service in other countries there is a need to guard against adopting an ‘ethnocentric’ approach.

（‘子ども期’の経験や他国のサービスの発展を見ていく中で、「自文化中心主義」アプローチを取り入れることから守る必要性がある。）

自文化中心主義：その人自身の文化の基準によって他文化を判断あるいは解釈すること

文化相対主義：十分な共感をもって相手の文化を理解すること

* UNCRCの前文には、「…児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、次のとおり協定した。」[[3]](#footnote-3)とある。
* 日本はUNCRC37条を留保したり、一部の条文についての解釈の見直しをすることによって、自国の法律にあわせて、UNCRCに批准している。[[4]](#footnote-4)

２

* 社会政策と教育の関係性についての研究
  + 教科書p.99 l.17

childhood is a permanent category within society but the experience of childhood changes across time and space.

（子ども期は社会のなかの半永久的なカテゴリーであるが、子ども期における経験は時代や空間を超えて変化する。）

⇒　異なる国々において、異なる子ども期の経験が存在する。

* + 教科書p.104 l.19

Sometimes policy reflects changing attitudes within society, but often it is the driving force which leads to a change in attitudes.

（政策は社会の中の態度の変化を反映するが、しばしばそれは態度の変化を仕向ける推進力となる。）

⇒　社会政策はイデオロギーや価値観といった社会の態度を変える推進力となる。

* イングランドの政策的課題
  + 教科書p.103 l.43

the most recent UN Committee’s Report (2008) recommends that UK should look at ways of giving the articles legal states, possibly through a Bill of Rights.

（最近の国連委員会の報告書(2008)はイギリスはその条約を法的地位に、ことによると権利章典にする方法を考えるべきだと勧告した。）

ちなみに…

* アメリカはなぜUNCRCを批准していないのか？[[5]](#footnote-5)

・（子どもの）社会権を権利として認めることに根強い抵抗がある

・１８歳未満の少年の死刑など、条約に違反する法制度がいくつかの州に存在している　など…

　（←留保や解釈宣言によって解決可能と言われている）

１ ２より・・・

・UNCRCは文化相対主義に基づいている

・国際的に様々な国に取り入れようと推進している

**BUT　UNCRCに基づいた社会政策が各国で作られ、同一化されていくことは**

**文化相対主義と言えるのだろうか？**

**文化相対主義を取り入れたUNCRCを様々な国に適用する意義とは何か？**

1. ユニセフ「子供の権利に関する条約」<http://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_index.html>（取得日：2014年12月15日） [↑](#footnote-ref-1)
2. 同上 [↑](#footnote-ref-2)
3. 同上 [↑](#footnote-ref-3)
4. 外務省HP「児童の権利に関する条約」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>（取得日：2014年12月21日） [↑](#footnote-ref-4)
5. 平野裕二「子どもの権利条約に関するFAQ（よくある質問）」<http://homepage2.nifty.com/childrights/international/crc/faq_crc.htm>（取得日：2014年１２月１９日） [↑](#footnote-ref-5)